

剰余金処分案

		(単位:円)
I	当期末処分剰余金	<u>78,688,632</u>
II	任意積立金取崩額	
	修繕・改修積立金取崩額	10,000,000
	固定資産除却費用積立金取崩額	<u>30,000,000</u>
	合計	<u>40,000,000</u>
		118,688,632
III	剰余金処分類	
	1. 法定準備金	30,000,000
	2. 利用分量割戻金	13,894,763
	3. 出資配当金	3,956,112
	4. 任意積立金	
	(1) 別途積立金	25,000,000
	(2) 創立70周年事業積立金	4,000,000
	(3) 修繕・改修積立金	5,000,000
	(4) 固定資産除却費用積立金	5,000,000
	(5) フロン対応積立金	20,000,000
		<u>106,850,875</u>
IV	次期繰越剰余金	<u>11,837,757</u>

上記のとおり提案いたします。

2018年6月13日
理事長 浜江 隆二

(注記事項)

1. 法定準備金は、生協法第51条及び定款第74条により30百万円の積み増しを行います。これにより累計額は448百万円となり、出資金の2分の1に相当する要積立金額の45.3%となります。
2. 定款第78条による利用分量割戻しは、2017年度利用高の0.2%とし、2017年4月1回から2018年3月4回の組合員利用高を基準に計算します。
3. 定款第79条による出資配当は、2017年度の年度末平均出資金に対し、0.2%(源泉所得税20%、源泉所得税に加算される復興特別所得税2.1%含む)の配当率とします。
4. 割戻金及び配当金の計算結果は、個人毎にお知らせし、組合員の割戻金及び配当金は、出資金の増額分として自動的に振替を行います。換金希望者には指定口座に入金します。口座登録のない組合員には、直接現金でお渡しします。上記2及び3の還元は、2017年度末日及び総代会開催日に在籍する組合員が対象となります。
5. 次期繰越剰余金には、生協法第51条及び定款第75条による教育事業繰越金が5百万円含まれています。
6. 創立70周年記念事業に必要な費用を「創立70周年記念事業積立金」として4百万円積立てます。
7. 施設の修繕、改修のための費用を「修繕・改修積立金」として5百万円積立てます。
8. 既存資産の除却のための費用を「固定資産除却費用積立金」として5百万円積立てます。
9. フロン排出規制法に対応するための費用を新たに「フロン対応積立金」として20百万円積立てます。
10. 任意積立金の取り崩しについては今期、商品センターの大規模な修繕に伴う修繕・改修積立金の取り崩しを10百万円、旧岩吉本部及び旧東部第一支所の撤去並びに旧東部第二支所の原状復帰に伴う固定資産除却費用積立金の取り崩しを30百万円行い充当します。

<生協における剰余金処分の考え方>

生協では、剰余金処分に際して、生協法に沿って法定準備金や教育事業繰越金の積立を行った後、なお残余がある場合に内部留保としての任意積立金又は組合員への還元(出資配当及び利用分量割戻)を総代会で承認の上、実施します。

<任意積立金とは>

任意積立金は二つに分類されており、一つは「目的積立金」としてあらかじめ用途を定めておくものと、もう一つは、「別途積立金」として特に用途を定めずに積立を行うものです。鳥取県生協では2018年3月末現在、目的積立として税効果会計積立金62百万円、70周年事業積立金12百万円、修繕改修積立金25百万円、太陽光発電特別償却準備金7百万円、固定資産除却費用積立金30百万円の積立金があります。また、別途積立金は860百万円の積立額となっています。